

重点施策評価シート（令和4年度）

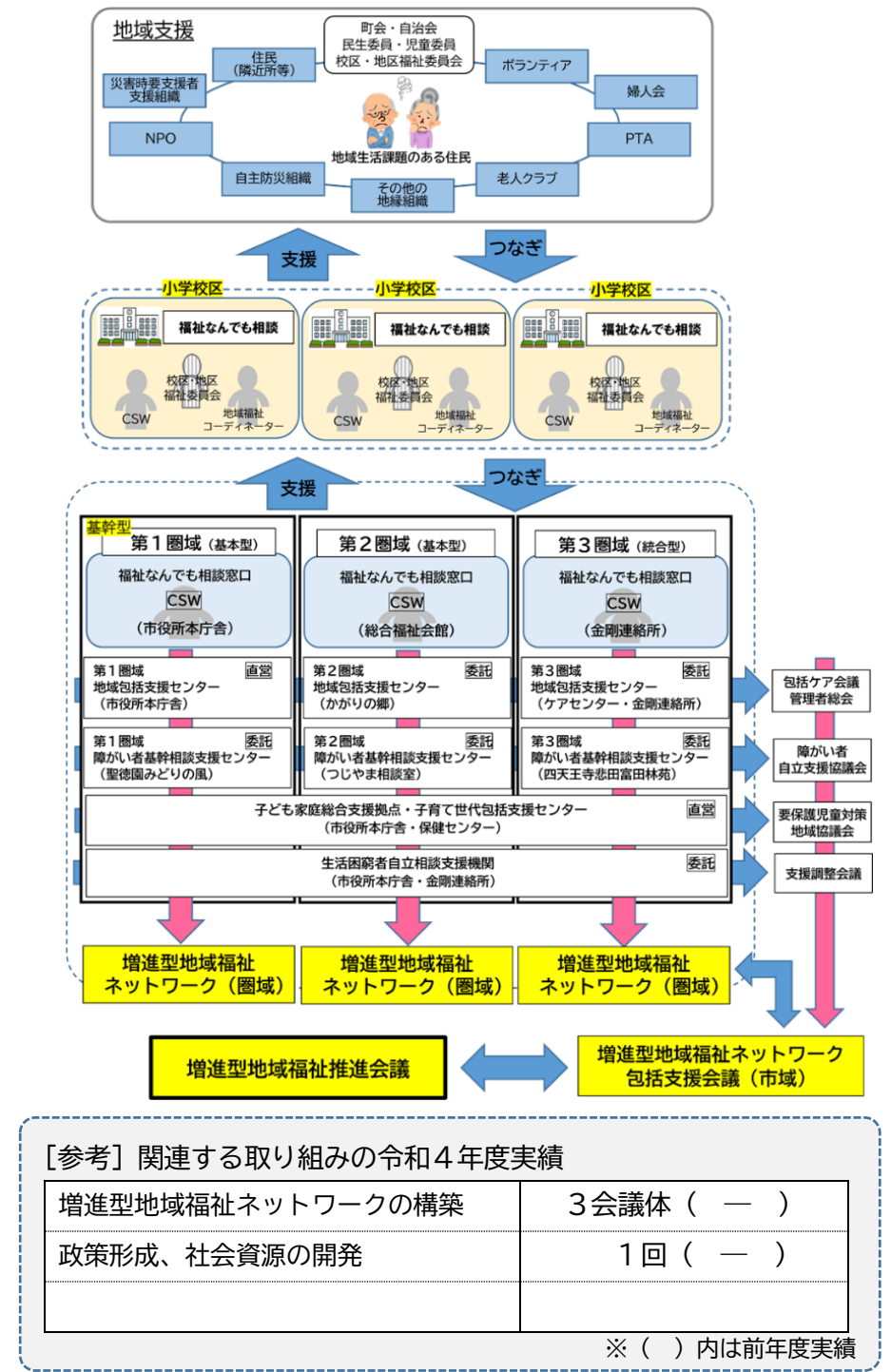
重点施策2 地域とともに創る重層的な相談支援体制

■主な取り組み・方向性

- ①気軽に何でも相談できる地域の身近な相談窓口として、各小学校区単位で「福祉なんでも相談窓口（校区型）」を開設します。また、日常生活圏域単位には、専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」を設置し、二層体制での相談支援を推進します。
- ②高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野による福祉分野横断的な増進型地域福祉ネットワーク（圏域）の構築を進めます。
- ③ネットワーク全体に関わる主要な関係機関で構成する包括支援会議（市域）を設置し、包括的な支援体制の整備を推進します。

■量的評価

指標	令和8年度の姿	令和4年		進捗率	令和5年	
		計画値	実績値		計画値	実績値
① 福祉なんでも相談窓口設置数 (校区・定点型)	16小学校区 [取り組み状況等] 定点型を開設した7校区のうち、5校区が校区・地区福祉委員会、2校区が自治会との協働により延べ77回開催した。また、3校区ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）に加え、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの支援員と相談対応を行った。	計画値	16小学校区	43.8%	計画値	16小学校区
		実績値	7小学校区		実績値	—
② 増進型地域福祉ネットワーク (圏域) 会議開催数	12回 [取り組み状況等] 増進型地域福祉ネットワーク会議を圏域ごとに開催し、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の支援機関や市担当者間の顔の見える関係づくりとともに、重層的支援体制整備事業の概要と今後の取組み方針を共有し、福祉分野横断的な連携による包括的な相談支援体制の構築を進めた。	計画値	3回	100%	計画値	9回
		実績値	3回		実績値	—
③ 増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議開催数	50回 [取り組み状況等] 個人だけでなく世帯全体の複雑・複合的な課題解決に向けて、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく「包括支援会議」（3回）を開催した。また、多分野の横断的な連携が必要となる「重層的支援体制整備事業」（4回）、「就労支援」（1回）、「成年後見制度利用促進」（14回）に関する検討会議を開催した。	計画値	20回	110%	計画値	25回
		実績値	22回		実績値	—



■質的評価

○高齢や障がい、困窮などの分野ごとに窓口が設置されているが、どの窓口で相談すれば良いかわからない市民が多く存在すると考えられることから、全ての地域住民にとって、最も身近な小学校区に気軽に立ち寄れる相談場所を定期的に開設することは非常に重要である。相談者やその世帯の属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐ機能を持つ「福祉なんでも相談窓口」をすべての小学校区で開設する必要がある。

○複雑・複合的な課題を抱える世帯の支援にあたっては、特定の分野が単独で支援することが難しいケースが多く、支援機関間での情報共有や役割分担、支援方針を整理し、福祉分野横断的な支援体制の構築が重要となることから、支援者に対するスーパーバイズや多機関協働の支援をコーディネートする役割が求められる。

○福祉部局に加え、教育部局も含めた全庁横断的なネットワークによる重層的支援体制整備事業の実施を進めることがヤングケアラーや8050問題などの狭間のニーズや複合課題への対応にもつながることから、今後も着実に総合的な福祉政策の調整を進めていく必要がある。

地域福祉推進委員会意見

（This section is currently blank in the provided image, intended for committee input.)

